

欧州統合の危機と欧州社会モデルの行方

はじめに

リーマンショックを契機とする国際金融恐慌は、国際的な資本取引の収縮と逆流を引き起こした。それまで、EU中軸国からの資本流入に依存して順調な成長を遂げてきた周縁国と一部東欧諸国では、海外資本の「質への逃避」と国債利回りの急騰（金利上昇）によって、深刻な金融・財政危機が発生した。

EUには大規模な金融・財政危機に対応する仕組みは存在しなかった。危機に見舞われた周縁国を支援し、危機を管理するために独・仏主導で急きょ打ち出された対応策は、危機の拡大を封じ込めるのに失敗し、金融・財政危機は周縁国における政情不安、さらにはEUの政治的分断と統合の危機を引き起こしている。

EUの分断と統合の危機は、欧州統合の正当性を揺るがせているだけでなく、第二次世界大戦後、米英とは異なった社会的市場経済(Soziale Marktwirtschaft)の理念のもとで形成されてきた福祉国家＝欧州社会モデルの存続可能性に対する重大な疑問を呼び起こしている。

本稿では、(1)ギリシャを始めとする周縁国で拡大した金融・財政危機をEUがなぜ制御することができなかったのか、(2)経済危機がなぜ欧州全体の政治危機と欧州統合の危機へと発展したのか、さらに、(3)加盟国とEU機関が今回の金融・財政危機を克服し、より高いレベルの経済的・政治的統合をめざすための方途について検討する。

I. 欧州経済危機の拡大と深刻化

(1)国際金融危機を契機とする金融・財政危機

2008年のリーマンショックを契機に顕在化した欧州の金融・財政危機の要因についてはすでに膨大な研究が蓄積されているが、それらは大きく分けると次の3つの要因に着目している。

第一は、欧州統合で実現された経済通貨同盟、とりわけ単一通貨（ユーロ）の導入と、ユーロの発行を管理するいわゆるユーロシステムの構造的な特異性と脆弱性である。

第二は、単一通貨の導入によって固定化され、拡大された域内経済のマクロ的不均衡、とりわけドイツを中心とする中軸国と南欧諸国を始めとする周縁国および東欧諸国とのあいだの経常収支の不均衡とそれに付随する資本取引をめぐる問題である。

第三は、経済通貨同盟によって、域内での競争が強まり、マクロ不均衡が拡大し、周縁国では財政赤字が増大することが予想されたが、そうした不均衡と財政赤字をEUレベルで調整する効果的な仕組みが欠落していたことである。

これらの問題を含め、欧州統合にはいくつかの重大な矛盾が内在しており、とりわけ市場統合と単一通貨導入が、欧州経済の不安定化と政治的分裂を引き起こす危険性は、かねてから一部研究者によって指摘されてきた(Eichengreen, 1990; Feldstein, 1997)。それら研

究者は、EUの拡大政策によって加盟国が増加し、加盟国の中の経済的諸条件の多様性が広がった結果、EUが経済学でいわゆる「最適通貨圏」の条件を満たしていないこと、さらに、EUには域内のマクロ不均衡を効果的に抑制する仕組みが欠落していることを重視してきた。

これらの研究者が予想した通り、EU拡大とともに表面化してきた域内のマクロ的不均衡は、ユーロ導入によって、一方で貿易財と資本取引の両面で域内取引を活発化させ、他方で、加盟国はマクロ不均衡是正の手段として為替政策を利用する方途を失ったために、次第に増幅された。しかし、単一通貨導入と金融統合によって域内長期金利が低い水準で収斂し、さらに、1990年代後半期以降に顕著になった豊富な「国際流動性」のおかげで、いずれの加盟国も国債発行と海外からの資本調達に困難を感じなかった。こうして、周縁国が経常収支の赤字を低利の資本輸入によって埋め合わせることが可能な間は、マクロ不均衡の拡大や財政赤字の増大が直接信用不安や経済危機を引き起こすことはなかった。

むしろ、経常収支の赤字を抱える周縁国は、中軸国や域外資本市場から流入する豊富な資本に依存することで、財政支出を確保し、比較的高い経済成長と失業率の低下、生活水準の向上を実現してきた。他方、経常収支黒字を生み出すドイツ、オランダなどの中軸国では、増大する黒字を周縁国に対する資本輸出に振り向けることで、自国の輸出産業の市場を確保し、金融産業の利益を増進することができた。

その場合、EU条約に盛り込まれていた財政規律条項＝安定成長協定(SGP)は、運用基準が厳格ではなく、加盟国の財政規律を維持し、債務膨張を予防する点では、必ずしも有効に作用しなかった。独・仏を始めとする中軸国でさえ、2000年代前半期には協定に抵触する債務増加を回避できなかった。また、周縁国には、一方で協定の定める上限を超える債務超過に陥る国があったが、いくつかの周縁国では経済成長と物価上昇に助けられて、比較的最近まで財政の国債依存度が低い水準に止まっていた。言い換えれば、現在金融・財政危機に見舞われている周縁国が押し並べて持続不可能な財政赤字を抱えていたわけではないのである。

しかしながら、2007年夏に顕在化したサブプライム問題、さらに2008年秋のリーマンショックを契機として生じた国際金融市場の混乱と資本取引の激しい逆流——中軸国から米国への資本還流および周縁国から中軸国への資本還流という2重の資本還流（取り付け）——は、それまで域内不均衡を支えていた「好循環」を崩壊させ、世界不況による国際貿易の急激な収縮と相俟って、周縁国の政府と金融機関が対外債務を更新することができなくなり、深刻な金融・財政危機を引き起こした（高田 2012a）。

こうして発生した欧州の金融・財政危機は、その経過に照らして見ると、二つの局面を区別することができる。第一は、2007年夏のサブプライム問題を契機に発生した米国の不動産バブルと仕組み証券バブルの崩壊によって、仕組み証券投資やこれに関連するデリバティブ取引に深く関わっていた英・独・仏を始めとする欧州各国の銀行に巨額の損失が発生し、欧州銀行危機が引き起こされた局面である。

第二は、2008年秋のリーマンショックを契機に世界貿易の収縮と国際資本取引の激しい逆流が生じ、欧州の銀行危機が深刻化したことに加えて、ギリシャを始めとする周縁国の国債借り換えが困難になり、ユーロ圏の複数の国で金融・財政危機が複合的に顕在化した局面である。

これら二つの局面のうち、第一の銀行危機は、巨額の損失を計上した金融機関に対して当該国の政府・金融当局が資本注入や一部国有化を含む積極的な救済介入に乗り出したことで、金融システムの崩壊に至るのを食い止めるのに成功した。

これに対して、リーマンショックを契機とする国際金融市場の混乱が欧州で引き起こした金融・財政危機は、前述した二重の意味での国際資本取引の逆流によって媒介されたために、はるかに深刻かつ複雑な経過をたどった。まず始めに、米国の大手投資銀行と巨大保険会社を巻き込んだ2008年秋の金融危機は、国際金融市場における資本取引を収縮させ、それまで低水準で収斂していた中軸国と周縁国の長期利回り（国債金利）を発散させ、金利格差を拡大させた。しかし、この当初の長期利回りの変動は、直ちに周縁国の金融・財政危機の引き金になったわけではない。この時期表面化した利回り格差には、加盟国間のインフレ率の差異も作用しており、同時に、国際金融市場には依然として高い利回りの証券を求める貨幣資本が充満していた。

しかし、2010年4月末に、事情が一変した。ギリシャは突然金融市場での借り換え国債の発行が困難になり、資金繰りがつかなくなって財政危機が顕在化し、EUとIMFに対して支援を要請した。これを契機に格付け会社がギリシャ国債の格付けを引き下げ、その結果、ギリシャ国債は欧州中銀の担保不適格の烙印を押された。

この急変の直接の要因は、ドイツ政府がかねてより、ギリシャ政府が自国の財政問題を自己責任で克服しなければならないと繰り返し警告し、IMFからの支援がなければEUとしても支援しないという厳しい見解を明らかにし、その他の加盟国からもギリシャ政府に対する批判が相次いだことであった。このために、EU全体から見れば小さなギリシャの財務危機をEUが救済することに障害がないと予想していた金融関係者の思惑がはずれ、国際金融市場でギリシャ国債のデフォルト——それはアイルランド、ポルトガル、スペインにも波及する可能性があった——に対する不安が急激に高まったことであった(Jones, *ibid*)。

ドイツを始めとする中軸国から上がったギリシャ批判は、ギリシャ国民を怠惰で寄生的な、腐敗した国民とさげすむ論調を欧州メディアが流布する契機になった。域内で最大の経常収支黒字を抱えるドイツでは、ギリシャに対する支援を、旧東ドイツに対する西ドイツからの財政支援になぞらえる議論が広がった。ドイツ国内で高まるギリシャ批判を念頭において、メルケル政権は危機対応における赤字国責任論を強調せざるを得なくなり、欧州理事会がEUレベルでの思い切った危機対応策を打ち出すことに反対した。

このような、ギリシャに自助努力での解決を迫る赤字国責任論は、ギリシャを含む周縁国の経常収支赤字と政府債務の増加が、ドイツの経常収支黒字および資本輸出の増加と密

接に関連している事実、言い換えれば前者がドイツの輸出依存の経済成長とドイツ国民の高い生活水準を支えてきた事実を軽視していた。またそれは、ギリシャ以外の周縁国の財政の国債依存率が、ドイツなどと比べて格段に高いわけではないこと、また、一部専門家が指摘するギリシャ産業の国際競争力について言えば、ギリシャのEU域内貿易および米国の輸入占めるシェアは近年低下しているわけではない。(ギリシャを含む周縁国の国際競争力をめぐる議論の批判的検討としては Jones(2011) を参照されたい)。

メディアと一部専門家が流布したこのような一面的な言説は、ドイツの消極的な危機対応策に論拠を提供し、ギリシャ危機へのEU全体としての協調的な対応策の策定を困難にし、結果的に国際金融市場の不透明性を高めた。さらに、EU条約で合意された公式の危機対応手続きを持たないEUでは、協調的な政策を実施するためには加盟国間の新たな合意が必要であった。この合意成立のためには、加盟国の中で唯一危機を封じ込める経済的条件を保有する——言い換えれば、EUの重要な政策に事実上の拒否権を持つ——ドイツが、自らの積極的な責任を明確にして支援策を取りまとめることが不可欠であった。しかし、メルケル政権の消極的な姿勢は、加盟国の協調を困難にし、加えて物価安定に固執する欧州中銀の対応がEUの危機収束能力に対する金融市場の疑念を深め、結果的にギリシャだけではなくスペイン、ポルトガル、さらにはイタリアを含む南欧全体を金融・財政危機に追い込む結果を招いた(Jones, 2011)。

(2) EUの危機対応策とその限界

前節では、ギリシャから始まった経済危機へのEUと欧州中銀の対応が、危機の封じ込めに失敗した重要な原因が、域内不均衡の構造についての一面的な解釈にたった赤字国責任論であり、その意味でドイツ政府とEU機関の政治的責任が大きいことを説明した。こうした赤字国責任論は、2010年春以降相次いで打ち出された、具体的な危機対応策の内容と効果を大きな制約を課してきた。

2010年5月ギリシャからの支援要請を受けたEUの首脳会議は、金融市場での資金調達に困難になった加盟国のために5000億ユーロの支援枠を設定し、合わせて、IMFからその半額に相当する2500億ユーロを上限とする支援枠を取り付けた。EUの支援枠のうち、1100億ユーロがギリシャ支援に充てられ、他はIMFの支援枠と合わせて、新たに危機対応のために設立された欧州金融安定化メカニズム(EFSM)と欧州金融安定化基金(EFSF)の財源に充てられることになった。さらに、欧州中銀は格付けを下げられたギリシャ国債を引き続き担保適格とする措置を講じた。

EUの当初の危機支援プログラムは、金額から言えば米国ブッシュ政権の不良資産救済プログラム(TARP)よりも小規模でその効果は疑問視されていた。ギリシャの財務危機が金融市場で顕在化した段階で、独・仏の大手銀行を中心とする金融機関の周縁国向け融資残高はギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スペインの4カ国(GIPS)だけで1兆5000億ユーロを超えており、その中、ギリシャは約2000億ユーロであった。これらに加えて、イタリ

アが財政問題を抱えていることは周知の事実であり、東欧諸国のいくつかでも財政問題は深刻化していた。これら全体を念頭に置くと、専門家の間では金融市場を鎮静化させるために1.5~2兆ユーロ規模の支援枠が必要であると指摘されていた。

しかし、取りまとめられた支援策の制約は規模の不足だけではなくそのスキームにもあった。支援の財源は基本的に金融市場から調達される予定で、この資金調達に保証を与える加盟国は、資金調達コストを低く維持するために、高格付けの国に限定された。したがって、すでに財務危機が深刻化して格付けを引き下げられた国は保証に参加できなかった。事実ギリシャ、アイルランド、ポルトガルは当初から保証枠から外されており、その後イタリア、フランスなども格付けが下げられるという事態が起きた。この結果、ドイツを始め高い格付けを維持している加盟国に支援の実質的な負担が集中する構造は、これらの国の国民の負担感と不満を高める作用を及ぼした。

危機支援プログラムのさらに大きな問題は、危機がギリシャから他の国に及んだ時に、引き続き欧州中銀が金融市場の安定化に必要な役割を果たすことができるかどうか不透明だったことである。リーマンショック後の国際金融危機によって国際資本取引が大きな混乱と閉塞状態に陥った2008年後半期には、欧州中銀は米国連邦準備制度理事会と歩調をそろえ、大規模な金融緩和策を実施した。この措置は、金融市場への「流動性」供給と銀行救済を目的としており、欧州中銀内部でもドイツ政府でも大きな議論なしに実施された。これに対して、周縁国の金融・財政危機を封じ込めるために欧州中銀がどのような責任と役割を引き受けるべきかについては、財政規律をめぐる問題が絡んだために、EUレベルでの明確な合意が成立しなかった。その後欧州中銀は、危機の深刻化に引きずられる形で、やむを得ず危機に陥った国の国債を買い上げる措置を拡大したが、それによって欧州中銀の「最後の貸し手」機能をめぐる市場の疑念を払しょくすることはできなかった。

危機対応をめぐる欧州中銀の慎重な姿勢は、欧州の金融専門家の間では、しばしば「物価安定を過度に重視する誤ったマネタリズム」として批判を招いてきた(De Grauwe, 2011; 2012)。

ところで、ギリシャから南欧および東欧諸国に広がった金融・財政危機に効果的に対処するためには、2兆ドル前後の資金調達が必要と見積もられていたが、現行の欧州安定メカニズムが民間市場からこれだけの規模の資金を望ましい低金利で調達することは容易ではない。この資金的隘路を克服する方途として、かねてより一部専門家はユーロ加盟国の共同の保証を裏付けにして、新たに設立する欧州通貨基金(EMF)が発行する欧州共同債(ユーロボンド)の活用を提案していた(Berlin Study Group Europe, 2010; Schulmeister, 2011)。これは、周縁国に対する支援のための資金調達を金融市場の変動や投機攻撃から隔離し、周縁国の長期的な経済再建と両立する低いコストで資金を確保することで、現在実施されているような極端な緊縮政策を伴わない、経済回復と両立する財政再建に道を開くための構想であった。しかし、この構想に対しては、最大の保証提供を求められるドイツ政府が強行に反対したために実現せず、その後2012年になって欧州復興銀行の資金調達手段と

して部分的に利用されるに止まった。

以上のような、ドイツ政府の赤字国責任論と欧州中銀の消極的な姿勢は、欧州金融市場における不透明性と信用不安を増殖させ、ギリシャ危機を封じ込めるのを困難にただけではなく、その後の経過が示しているように、域内金融市場の混乱がユーロ危機さらには欧州統合それ自体の正当性をめぐる政治危機に拡大する重要な要因になったのである。あるEU専門家の卓抜な比喻を借りれば、ギリシャ危機へのEUの対応の失敗が、ギリシャ危機を「欧州におけるリーマンショック」に転化させたのである。

II. 経済危機から欧州統合の危機へ

(1) 欧州統合の二つの側面

当初のギリシャ問題へのEUおよび欧州中銀の一面的かつ不徹底な対応は、多くの専門家が予想した通り、金融・財政危機をギリシャから東欧諸国を含む多くの周縁国に拡大した。そして、これらの危機に陥った諸国への支援策が厳しい緊縮政策と抱き合わせで実施されてきたために、周縁国における経済成長の落ち込みと生活水準の低下をもたらし、これらの諸国では危機からの出口を見通すことが一層困難になっている。このため、これらの国の労働者・住民の間では、危機対応策に対する不満と、これを押し付けてきたEU機関やドイツ政府への不信がかつてなく高まり、結果的に欧州統合の正当性をめぐる政治不安となって広がっている。

しかし、目下周縁国や東欧諸国でEU機関やドイツ政府への批判が強まっている背景は、効果を上げない危機対応策へのいら立ちと、見通せない将来に対する不安だけではない。これら諸国に広がっている国民の不満の背景には、これまで欧州統合を推進してきたEU官僚や中軸国政府が、統合の歴史的な節目に際して繰り返し提示してきた欧州統合の理念に対する、多くの欧州市民の隠しきれない幻滅が作用している。

欧州統合を含め、グローバル化に対応するあらゆる地域経済統合には、関税、資本取引規制、非関税障壁や取引慣行を始めとするそれぞれの経済主権にもとづいて保護されてきた市場障壁を撤廃することで、商品、資本、人間の自由な域内移動を可能にする「ネガティブ」な統合（自由貿易圏あるいは単一市場の実現）と、加盟国の間に存在する生活水準、社会保障制度、労働権を含む人権保護、教育、社会参加その他の社会的諸問題に関する格差を改善し、域内の先進国で実現された高いレベルの福祉国家の恩恵を他の加盟国にも広げてゆくことを通じて、民主主義、人権、平等などの価値観を統合の紐帯として共有することをめざす「ポジティブ」な統合との二つの側面がある。

もともとEUは、加盟国間で合意された明確な政治体制の実現をめざす国際的プロジェクトではなく、政治的着地点を確認しないまま、第二次世界大戦後の欧州政治の歴史的状況への外交的対処として出発したプロジェクトであった。その際、政治的着地点を欠いた統合を推進する梃子となったのが、石炭鉄鋼共同体(1951)から欧州経済共同体(EEC, 1957)、さらに欧州共同体(EC, 1967)へと深められてきた市場統合の戦略であった。この間、市場統

合の障害となる経済外交問題が生起するたびに、加盟国間で交渉と妥協を繰り返し、その結果を条約の束として積み重ねることで EU は制度的内容を獲得してきた。

しかしながら、経済条件や歴史・文化を異にする多くの国の間で、このような交渉と妥協を長期にわたり積み重ねることは、市場統合という目標を掲げるだけでは不十分である。なぜなら、域内関税の撤廃や、商品、サービス、資本および労働力の自由な移動をめざす以上統合は、そのままでは域内競争を激化させ、加盟国間の格差と不均衡を拡大させ、結果的に加盟国を分断し、統合の正当性を毀損せざるを得ないからである。とくに、1980年代以降に目指された経済通貨同盟のように、市場統合が共通通貨導入を伴う場合には、加盟国にとって、統合への参加は簡単には後戻りできない不可逆的な選択であり、このような重大な選択を国民に納得させるためには、経済学者や EU 官僚が説く市場統合の経済的効果あまりにも漠然としている。

したがって、経済的・社会的多様性を広げる加盟国を束ねて欧州統合を成功に導くためには、EU機関と中軸国は、市場統合がともなう経済的摩擦や域内不均衡が加盟国の国民生活に及ぼす影響を緩和し、とりわけ労働市場の自由化がもたらす労働条件や賃金、社会保障制度などの変化から労働者を保護し、安定的な労使関係を維持するための包括的な政策（社会的統合政策）を提示することが必要であった。とりわけ、独仏を始めとする EU 中軸国には、程度の差異はあるにせよ、ビスマルク以来の歴史を経た、さらに、第二次世界大戦後の冷戦体制下で整備されてきた高いレベルの社会保障制度が社会的統合と安定的な労使関係の基盤として定着している。したがって、このような社会保障制度を根こそぎ解体させるようなむき出しの新自由主義的政策を追求することは、大きな政治的リスクをともなった。

周知のように、70年代の国際経済の混乱（ブレトンウッズ体制崩壊、石油ショック、スタグフレーション、失業増加）で混迷していた欧州統合を再始動させるのに成功したのは1985年に欧州委員会委員長に就任したドロールであった。この時期ドロールが欧州統合を再始動させ、単一欧州議定書の締結(1986)にまでこぎつけるのに成功した背景には、グローバル化への対応に迫られて、欧州企業の競争力強化の観点から経済統合を推進しようとする欧州財界からの強い後押しがあった。しかし、欧州委員会は、競争力強化のための市場統合という財界の目標をストレートに欧州統合の優先目標として押し出すことはできなかった。市場統合を成功させるためにも、経済統合と社会統合とを結びつける統合のビジョンが必要であった。

このビジョンを巧みに表現したのが、ドロール自身の発案と言われる「欧州社会モデル」(Social Europe; European Social Model)という概念であった。ドロールは、欧州統合の成功のためには、レーガン米政権やサッチャー英政権のようなむき出しの新自由主義とは異なる、所得分配の調整をふくむ社会政策や、労働者の権利と労働組合の交渉権の尊重、経済成長と雇用創出の結合、男女平等をめざす人権政策、さらにこれらの政策を裏付ける積極的な政府の役割を共通の特徴とする、欧州レベルでの福祉国家の実現を正式に統合の目

的に掲げる必要があると考えていた。

(註)「欧州社会モデル」の概念は現在も欧州問題をめぐるさまざまな議論で頻繁に使用されているが、明確な定義が存在するわけではない。この概念は、そうした議論の中では、厳密に定義された概念というよりは、いわゆるアングロ・サクソン型の競争重視で保守的・自由主義的な社会モデルとの比較から浮かび上がる、福祉社会の構成原理を組み込んだ経済社会モデルを表わしている(Hermann, 2007)。それは、ドローールの理解では、第二次世界大戦後の西ドイツの経済的成功に貢献した「社会的市場経済」の考え方に範をとると同時に、ニクソンショック後の米国の基軸通貨国責任を放棄した経済外交への欧州の独自経済路線を反映している。

(2)経済統合と社会統合の乖離

「欧州社会モデル」を掲げたドローールの統合戦略は、欧州財界と中軸国政府首脳的支持を得て、1970年代の経済危機と国際通貨市場の混乱で停滞していたEU統合を再起動させるのに成功した。しかしながら、欧州産業人円卓会議(ERT)の結成に象徴されるように、80年代中期以降欧州統合の進め方をめぐって財界の影響力が強まったために、1986年の単一欧州議定書の締結を契機に新たに進展し始めた欧州統合では、1989年に公表されたいわゆるドローール報告「欧州統合の経済・通貨同盟に関する報告書」が示しているように、単一通貨導入を含む市場統合をめざす「ネガティブ」な経済統合が優先され、人権、社会保障、労働組合の権利などを高いレベルで欧州全体に普及させる「ポジティブ」な統合は、男女の平等と労働組合の部分的経営参加などを別とすると、欧州統合の目標の中で後景に押しやられ、欧州社会モデルのビジョンを構成する欧州統合の二つの目標が次第に乖離していった(Streeck, 1999; Iosifides & Korres, 2004)。こうした経済統合と社会統合の乖離、前者への後者の従属という現象は、欧州同盟(EU)を成立させたマーストリヒト条約(1991)以降、いっそう顕著になった。

欧州統合の再始動に際して、市場統合に対して社会レベルのポジティブな統合が立ち遅れた背景には、この時期グローバル化の急激な進展と米日企業からの強まる競争に対応する必要に迫られた欧州財界が、欧州経済と欧州企業の競争力強化を最優先の課題に掲げて、労働力市場の自由化と弾力化、労働組合の権利制限と労使関係の見直し、社会保障制度の見直し、交通・運輸などインフラ部門の民営化、企業のニーズに合った金融市場の統合などを進めるための、各国政府首脳とEU官僚に対する強力なロビー活動を展開するようになった事情が作用していた(Hermann, C(2007b))。

筆者がすでに別の論稿で説明したように、1980年代になるまで欧州財界は全体として市場統合にそれほど強い関心を示してこなかった。財界は関税障壁を始めとする市場障壁の撤廃に関心をもったが、商品だけではなく、サービス、資本、人間の自由移動さらには単一通貨導入を含む全面的な経済通貨統合を性急に求めてきたわけではなかった。

1980年代に経済のグローバル化が進展し、欧州企業と米日企業との国際競争が激化する

のにつれて、また欧州企業の中でグローバルな活動を展開する多国籍企業の影響力が高まるのにつれて、欧州市場を統合し、欧州企業の国際競争力を強化するためのインフラや情報技術の整備、それを可能にするEUレベルの経済・産業政策と研究開発支援を求める声が高まってきた。

このような欧州財界の声を代弁したのは、1983年に設立された欧州財界人円卓会議(ERT)と呼ばれる欧州多国籍企業のトップ経営者で構成されるロビー組織であった。ERTは、経済統合の推進のために様々な提言を行い、それらを加盟国政府や欧州機関の首脳陣との密接な人的・組織的ネットワークを通じて欧州統合の政治的アジェンダとして押し上げ、欧州統合の帰趨に直接的な影響力を及ぼすようになった(Van Apeldoorn,2002; Cowles, 1995; 高田 2012)。

さらに、1990年代になると、財界の内部で統合された欧州市場を重視する従来型の産業に比べて、より積極的にグローバルな活動をめざすサービス・金融をふくむ多国籍企業の影響力が高まってきた。これらの企業の経営者は、経済通貨同盟によって欧州市場をグローバル化から隔離する重商主義的政策ではなく、欧州経済と欧州企業の競争力を高め、国際競争に打ち勝つための産業再編、金融市場整備、労働市場弾力化、IT化の推進、研究・開発の活発化等を重視するようになった。このような新重商主義に代わる新たなグローバル化戦略を重視する欧州財界ロビーの政治的影響力の強まりを象徴したのは、2000年にリスボンで開催されたEU首脳会議で採択されたいわゆる「リスボン戦略」であった。

リスボン戦略は、まず冒頭に2010年までの10年間にEUを「世界でもっとも競争力のある、動的で知識依存型の経済」に改造する目標を提起している。ここに掲げられた目標は、財界サイドの欧州統合の重点が単なる市場統合から欧州経済と欧州企業の競争力を強化するための積極的な競争戦略に移ったことを示しており、財界の求める経済統合を、アングロ・サクソン型「競争社会」とは異なった「欧州社会モデル」の構築と結びつけて、いわば「二兎を追う」ことを目指した当初のドロールのプランからの軌道変更を表わしている。

リスボン戦略に示された財界の立場では、IT化に支えられた国際競争の激化が進む中で、欧州企業の国際競争力を維持するためには、市場統合によって労働市場の自由化を実現するだけでは不十分であり、IT化への対応をふくむ高い能力を備えた労働力を豊富に確保するための戦略と、IT化が伴う産業再編や新産業創出を容易にする金融市場統合と欧州資本市場の整備が不可欠であるとされた。

リスボン戦略は、欧州社会モデルの刷新を掲げたが、少なくとも文面上は、欧州社会モデルという目標自体を放棄しなかった。リスボン首脳会議の決議文(European Parliament, 2000)は、「世界でもっとも競争力のある動的な、知識依存型経済」によって、「より多くの、より良質の雇用とより強固な社会的統合をもたらす持続的な経済成長が可能になる」と記している。また、この戦略は、IT化の推進と研究開発の促進、教育や社会訓練など人間への投資と弱者保護対策、適切なマクロ経済政策の活用による健全な経済見通しと成長

の促進を含んでいるとされている。しかし、知識依存型経済への移行が如何にしてこれらの望ましい結果を伴うのかについての説明は乏しく、人間への投資にしても、それは企業がIT化とグローバル化に備えて必要とする人材の育成と一体化されている。

リスボン戦略のもう一つの重要な問題は、欧州社会モデルが掲げるさまざまな社会的・経済的目標を達成する責任がEUから隔離され、基本的にそれぞれの加盟国の自己責任に委ねられ、とりわけ社会政策領域の目標達成が、競争力強化に比べて明らかに二次的な位置付けに落とされていることである。具体的には、社会的統合に関しては、EU機関は加盟国の経験に照らして強制力のないガイドラインを提示し、加盟国がその実現をめざす独自の行動計画を作成して実行することを促し、さらに、加盟国が相互に先進的事例を「学習」するのを促す役割を担当するという新しいガバナンス方式ないし責任分配（「開かれた調整方式」(OMC)）を導入している。

「開かれた調整方式」は、加盟国が拡大し、経済社会の諸条件の多様性が広がったEUにおいて、雇用・社会保障・税制などそれぞれの国内のデリケートな利害調整に触れる問題にEU機関が一律の基準を上から押し付けるのを控え、EU機関と加盟国の摩擦を回避すると言う意味で、欧州統合を進めるための柔軟なガバナンス構造の創出という側面を備えている(Régent, 2002)。そして、このような統合手法の柔軟性を重視する研究者や労働組合からは、リスボン戦略に組み込まれたOMCは、社会政策における加盟国の自主性を尊重し、経済通貨統合を容易にしたガバナンス方式として、積極的な評価を受けてきた。

しかし、「開かれた調整方式」は、経済通貨統合を容易にただけではなく、社会問題を改善する責任をEUから加盟国政府に転嫁し、加盟国がEU機関の作成するガイドラインを可能な限り自助努力で実現することを求めている。これは経済的条件に恵まれ、すでに高い水準の社会保障制度を実現している国には好都合であるが、周縁国や東欧諸国のように社会保障制度の整備が立ち遅れている加盟国では、高いレベルの社会保障制度や雇用条件を整備するのに必要な経済条件が欠けており、それぞれの国の財政事情や企業経営に応じた水準の制度を採用せざるを得なくなる。これは、北欧や中軸国の先進的な制度を段階的にEU全体に拡大する「ポジティブ」な統合を欧州統合の主要目標から事実上取り外す方式であり、欧州問題の専門家からは欧州統合の正当性に触れる「新自由主義的」なガバナンス方式として批判されている(Van Apeldoorn, 2006 ; Radaelli, 2003)。

経済統合が比較的順調に進捗したもう一つの——重要なわりに注目されることの少ない——理由は、欧州機関の一つとして設立された欧州裁判所の独自の役割と関係していた。欧州統合は、国際法としての基本条約を中心にして、そこから派生したさまざまな条約の束として実現されてきた。言い換えると、欧州統合は、すべての加盟国に適用される国際法の形成を通じて、個別加盟国の主権を制限し、欧州機関のクロスボーダーな権限を拡張する形で進展してきたのである。

その際、個別加盟国の主権ないし法体系とEU法との間に摩擦が発生すると、その調整は欧州裁判所の判断にゆだねられてきた。欧州裁判所は法解釈にあたって、市場統合の目

的を優先する立場から、厳密な条文解釈の範囲を超えて法体系の空白を積極的に埋める判断を示すことで、EU機関の権限の拡大を支えてきた(Scharpf, 2002; 2010)。欧州裁判所がこのような役割を果たす余地は、前述したようにリスボン戦略に盛り込まれた「開かれた調整方式」が社会政策の広範な問題をEUの共通の課題（交渉と指令の対象）から切り離し、加盟国政府の裁量に委ねたことでいっそう大きくなった。

欧州裁判所は、欧州財界がつよく要求する競争的市場の創出に関して、加盟国が独自の産業政策などに沿って国内の競争を制限し、自国の実情に照らして設ける安全やさまざまな規制を撤廃する上で大きな役割を果たした。また同裁判所の判断は、加盟国政府が管理する金融、運輸、通信、エネルギーなどの分野で規制緩和と民営化を進める上でも積極的な役割を果たした。

このような加盟国の法体系が及ばない裁判所の判断として形成され、その内容において市場統合を優先し、経済主権を制限する新たな法体系の出現は、欧州統合における経済レベルの統合と社会レベルの統合との乖離を不可逆的に拡大した。しかし、社会統合を欠落させた経済統合は、欧州統合の理念と正当性への懐疑を加盟国の間に広げ、その後2005年の欧州憲法草案の批准がフランス、オランダの国民投票で否決される要因となったのである。

Ⅲ. 欧州分断を広げる経済統合強化策

EUはギリシャを始めとする周縁国に対する財政支援を拡大するのと前後して、EUのガバナンス体制の改革に向けた政策を相次いで打ち出した。それは、一つには、赤字国責任論にもとづき、とりわけドイツ国内で高まる周縁国に対する不満をなだめる必要から来たものであり、もう一つには、今回のような極端な域内不均衡を原因とする経済危機が再発するのを防止する必要性から来たものであった。

2010年6月に欧州閣僚理事会の経済金融問題理事会(ECOFIN)は、前述のリスボン戦略が10年の予定期間を終えて「失望的な結果」に終わったことを受けて、次の10年間に向けた新しい統合戦略「欧州2020」を取りまとめ、欧州理事会（首脳会議）の承認をえた。

「欧州2020」は、リスボン戦略につづくEUの長期的戦略であり、その意味で目下の金融・財政危機を克服するために打ち出された一連の危機打開策もこの戦略の枠組みに沿って実施されている(Theodoropoulou & Watt, 2011)。

リスボン戦略の明らかな失敗にも拘わらず、「欧州2020」は、依然として経済統合を社会統合に優先させ、欧州経済と欧州企業の競争力強化を目指す点で、財界の要求に沿ったリスボン戦略を継承している。この名称だけが新しい戦略は、欧州統合の重点課題を競争戦略の更なる強化に設定しており、そのための政策課題として、雇用創出、教育改善、域内不均衡の是正、社会的統合性の強化などを挙げている。しかし、これらの目標を意味のある形で達成することは、財界の要求にそった競争力重視のグローバル化戦略—労働者と周縁国の犠牲の上で多国籍企業の利益を増進する—とは両立しないことが、リスボン戦略

の失敗によって証明されており、「欧州 2020」は、始めから抜きがたい矛盾を抱えた統合戦略となっている。

(註)「欧州 2020」に盛り込まれた主な目標は、①20～64 歳の就労率を 75%に引き上げ、② GDP の 3%相当を研究開発に投資、③グリーンハウス・ガスの排出量を 20～30%削減、④学業放棄者を就学者の 10%以下に引き下げ、30～40 歳青年の少なくとも 40%が大学卒以上の学歴を取得、⑤貧困と社会的排除を被る人の数を 2000 万人減少させる、となっている。これと併せて、財政健全化、マクロ不均衡改善、域内不均衡改善、研究開発支援、資源利用の改善、企業活性化と消費者便益向上のための条件整備、労働市場の改善、雇用ニーズに適應する労働力の質的向上、教育・トレーニング体制の強化、社会的差別・貧困問題への取り組み、の 10 項目の「ガイドライン」が挙げられている。

さらに、「欧州 2020」に沿った新たな危機対応策としては、2010 年にはギリシャ危機に対処して設立された欧州金融安定化基金を継承拡大するための欧州安定メカニズム(ESM)を設立することで合意が成立し、その後 ESM は 2012 年の欧州条約の改正を経て、同年末に前倒しで運用にこぎつけた。ESM の設立準備と並行して、2011 年 3 月、独・仏両国首脳は共同で、域内不均衡改善と EU 経済の競争力強化を目的とする、ユーロ導入国以外の EU 加盟国も加わった **Euro Plus Pact** 構想を明らかにした。

この構想は、労働コストの抑制、労使関係の見直し、保護分野の自由化、年金制度の見直し、など従来加盟国政府の裁量に委ねられてきた社会政策的領域に、EU がより積極的に踏み込む方向を盛り込んでいる。ここから浮かび上がってくるのは、**Euro Plus Pact** が、現在の危機対応策を、失敗したリスボン戦略の競争力強化策を補強するための手段として利用しようとする中軸国政府と EU 官僚の政治的意図を表わしているということである。これに対しては、他の加盟国や欧州労働組合から批判が上がったが、ドイツ政府の強い働きかけによって、最終的には英国など 4 カ国を除く 23 カ国がこれを承認した。

(註)以上の経過については、Degryse(2012)がもっとも詳細である。他に Bongardt & Torres(2010); Pochet(2010); Gros & Roth(2012); Theodoropoulou & Watt(2011)を参照されたい。

以上のような、「欧州 2020」戦略を具体化し、競争力強化とマクロ不均衡の是正をめざす経済政策と合わせて、金融・財政危機の長期化を念頭において、今後の対応策の策定と実施に関するさらに大きな権限を EU 機関に集中するための制度改革が検討されている。

独・仏政府と EU 機関が新たに選択したのは、一つは、EU 域内の金融市場統合をより高いレベルに引き上げ、一元的な金融監督体制を構築するために、ECB に従来の金融政策だけではなくユーロ圏内の銀行に対する監督権限を集中する「銀行同盟(banking union)」の構想であり、もう一つは、今回の危機でその不備が浮き彫りになった安定成長協定を罰則規定を含めて強化し、加盟国の財政主権を大きく制限する「財政同盟(fiscal union)」の構

想である(European Council,2012)。

銀行同盟構想によれば、ユーロ圏内で営業する銀行に対する監督権限は当該国の中央銀行から ECB に集中され、前者は ECB の代理として日常業務を担当することになる。これに伴って、従来は個別国に委ねられていた預金保険制度と破綻銀行処理機構も、EU レベルの統一された仕組みに統合されことになる。これは、EU の金融監督体制をこれまで以上に米国の連邦準備制度(FRS)に近付ける構想と考えられる。

しかし、米国の政治体制とはまったく異質で、政治体制の選択をめぐる議論がほとんど進んでいない EU で、FRS に類似した金融監督制度が有効に機能する保証は存在しない。とりわけ、金融・財政危機への今後の対応を考えると、ECB とイングランド銀行の協力が不可欠であるが、ドイツ連銀の影響下にある ECB と英国の金融立国政策を支えてきたイングランド銀行との関係をどのように調整するのかは外交的にも難しい課題である。また、従来のユーロシステムでは、加盟国の中央銀行が国内銀行に信用を供与する裁量の余地がある程度容認されてきたが、銀行同盟は個別中央銀行のこのような裁量をこれまで以上に制限することになる。

EU 改革のもう一つの柱である財政同盟は、安定成長協定の実効性を強めるために、半年ごとに加盟国の財政指標とマクロ経済指標を点検評価し(欧州セメスター)、一定の基準(スコア)に達しない国に対しては、財政赤字の計画的削減とマクロ不均衡の改善を求め、それが達成されない場合には、あらかじめ預託された預金の没収、統合予算配分の差し止めなどの罰則を自動的に課すことになっている。

財政同盟は、すでにある程度高いレベルの経済力と社会保障制度を備えるドイツや北欧などの諸国と、そうした条件が未整備な南欧や東欧諸国に対して同一の硬直的な財政規律を強制的に押し付けることになり、これらの国の国民生活と福利に重大な影響を及ぼすことが避けられない。このように、赤字国と黒字国の間の不均衡を、黒字国をふくめた互恵的な政策調整—経常収支不均衡の改善に赤字国と黒字国が共同の責任を負う連携的な政策—によって改善する措置を伴わないまま、より高いレベルの経済統合を目指して赤字国に強い財政規律を強いることは、明らかに自滅的な政策であろう。ここから予想される結果は、周縁国の経済回復をさらに遅延させ、周縁国の経済を金融市場の変化に対していっそう脆弱にし、加盟国間の成長格差と経済格差を拡大し、域内不均衡を回復不可能なレベルに拡大することである。

IV. 欧州社会モデルと新自由主義の矛盾

欧州の金融・財政危機は、一方で、ユーロ導入で増幅されてきたEUの域内不均衡の深刻さと、そうした不均衡を抑制・改善できないEUの制度的脆弱性を改めて浮き彫りにした。さらに、経済危機の拡大を封じ込めるためのEU機関の対応は、これまでアングロ・サクソン型とは異なる資本主義の独自の様式(社会的市場経済)を目指してきたと考えられてきたEUにおいて、グローバル化と国際競争への対応を迫られる多国籍企業の要求に

沿った新自由主義的政策とそれを可能にするガバナンス機構が、欧州統合の進展と並行して次第に強められてきた経緯を明らかにした。

とりわけ、今回の危機対応策において、欧州統合の最大の利益を享受してきたドイツ政府と国民が、域内不均衡の構造的要因を無視した「赤字国責任論」を振りかざし、危機に陥った周縁国に対して不十分な救済策と引き換えに、実行不可能な緊縮政策を要求してきた経緯は、周縁国の危機打開を遅らせているだけでなく、救済策の受け入れをめぐる政治的対立を深め、さらには、労働者・市民の間にEU統合に対する失望と疑念を引き起こしている。

(註) ワシントンをベースとする国際的世論調査組織 **Pew Research Center** が英・独・仏を含むEU加盟 8 カ国で行った世論調査(2012 年 3～4 月)によれば、EU統合が自国経済の強化に貢献したとする肯定的解答が半数を上回ったのはドイツ一国(59%)で、その他は英(30%)、仏(36%)、スペイン(46%)、となっており、ギリシャやイタリアでは 20%前後に止まっている。(Pew Research Center (2012)p.1.

周縁国を始めとして欧州各国で深まる政治不安とEU統合に対するネガティブな評価は、欧州統合がこれまで経験していない分断の危機にあり、ドイツとEU機関主導で金融制度と財政政策の規律を強化するだけでは、統合の正当性を維持することが困難な段階に至っていることを示している。

欧州統合の正当性を回復するためには、目下の金融・財政危機を封じ込めるための思い切った手立てを速やかに講じることが必要であるが、統合を継続し、さらに政治統合を組み込んだより高いレベルに引き上げるためには、政治統合に向けた建設的な議論と交渉を可能にする、欧州各国市民の幅広い支持が不可欠である。このためには、周縁国の経済回復に深刻な打撃を与えないでマクロ不均衡を改善する政策調整に加え、これまで置き去りにされてきた社会統合——EU 全体としての福祉国家の再建と普及——に積極的に取り組むことが前提となる。

しかし、1980 年代以降、企業活動の自由化、労働者と労働組合への攻撃、社会保障制度の縮小、グローバリゼーション、経済の金融化、地球環境の破壊を進めることで資本蓄積の余地を拡大してきた現代資本主義のもとでは、アングロ・サクソン型経済であれ、欧州型社会モデルであれ、多国籍企業や、投機組織をふくむ大手金融産業の利益をさらに増進することと、労働者の諸権利を含む基本的人権や生存権、これらを支える人間にふさわしい労働・生活環境や地球環境を維持・回復する目標とは、もはや両立し難いところにまで矛盾を深めている。

しかし、いうまでもなく、多国籍企業も金融産業も、現在の状況を出口のない隘路とは考えていない。企業経営者にとっては、投資機会の減少、市場構造の変化、利潤率の低下、競争の激化、労働者の反抗、社会的批判の高まり、自然環境の悪化、その他さまざまな形態で表れる資本蓄積の制約は、甘んじて受け入れるべき限界ではなく、あらゆる可能な方

策を動員して克服すべき障害に過ぎない。それらが企業経営者にとって単なる克服すべき障害から、政治的・社会的・経済的さらには道徳的な限界に転化するとすれば、それは政治における民主主義と説明責任の大幅な回復によってであり、これを可能にするのは持続的で連帯した社会的運動の高まりである。

2008年の国際金融危機を契機とする世界不況と、目下のところ出口の見えない欧州危機に表れた、現代資本主義の厳しい行き詰まり現象は、この行詰りをもたらした新自由主義に対する新たな批判と同時に、危機を打開し、人間にふさわしい生活・労働条件と両立する新しい経済システムの実現めざすさまざまな構想を生んでいる(Busch & Hirschel, 2011; EuroMemo Group, 2013; Dullien, Herr & Kellermann, 2011)。しかし、政治の変革を促す社会運動について見ると、自滅的な緊縮政策の撤回を求める労働者・市民の運動は広範な地域で高まっているが、労働運動の領域は依然として力強い連帯にまで至っておらず、大手連合組織の一部には経済統合に対する幻想が依然として残っている。こうした複雑な状況は、欧州問題の専門家の中に、欧州統合とユーロの将来についての悲観的な観測を広げている。

ユーロシステムの構造的脆弱性と EU のガバナンス機構における民主主義の衰弱についてかねてから繰り返し警告を発してきた Scharph は、先に紹介したドイツ主導で進められ、EU機関にこれまで以上に強い介入権限を付与する「高いレベルの経済統合」が、大きく異なった経済的条件を抱える加盟国から、マクロ経済政策の手段を奪い、一元的な金融政策の弊害をそれらの国にもろに及ぼすことになる」と指摘した上で、その政治的危険性について次のように述べている。

「(南および東の加盟国における、引用者) 政治的無気力、疎外感および懐疑が、フランクフルト(ECBとドイツ政府、同上)とブリュッセル(EU機関とその官僚、同上)に対して高まる敵意と相俟って、さらに、救済策と抱き合わせの緊縮政策の負担と受益がゼロサムゲーム(周縁国の犠牲でドイツを利する、引用者)にすぎないと受けとめる人々が増加するのと相俟って、極端な政治路線に立つ反欧州政治運動を強める条件を創り出している。最悪のシナリオに従えば、したがって、最近の EU 条約に組み込まれたユーロ救済の試みは、それ自体の欠陥によって失敗に帰するか、さもなければ、EU加盟国の民主政治を掘り崩し、欧州統合自体を危険にさらすことになる」(Scharph, 2011, p.38)

マックス・プランク研究所をベースに、経済社会学の立場から欧州問題を考察してきた Streck は、ドイツと EU 機関は、欧州市民の総意とは直接かかわりなく進められてきた欧州統合の危機を、統合プロセスをさらに加盟国の民意から遠ざけるやり方で克服しようとしていると指摘し、現在EUがこの路線に立って目指している新しいガバナンス機構が、「民族国家としての加盟国、とりわけ南の諸国の主権と民主主義をまったく形骸化してしまうことになる」と警告している(Streck, 2012)。さらに彼は、欧州危機に際して一人勝ちと見られているドイツにおいてさえも、近年社会保障制度が次第に縮小され、労働市場の

改革と併せて、政府が次第に国民の期待に応えられなくなりつつあると述べている。彼によれば、ドイツ政府と ECB が、金融市場から求められるユーロシステム救済のために、国民に不人気の危機対策を採用せざるを得ない状況は、いわゆる欧州型ケインズ主義、言い換えると欧州統合が掲げてきた「社会的市場経済」あるいは「欧州型社会モデル」の実現が、金融市場、すなわち国際金融産業の利益や要求と両立しえなくなったことを示している。

これらの識者の指摘にも表れているように、ドイツ政府と EU 機関による誤った対応策がすでに危機を長引かせ、深刻化し、経済危機を統合の危機に転化している状況のもとで、危機を速やかに解決し、政治的にも選択可能な魔法のような政策がもはや存在しないことは明らかである。欧州の経済危機を打開し、合わせて欧州統合に対する欧州諸国の労働者、市民の支持を回復することのできるのには、高いレベルの社会統合を組み込んだ、民主性と透明性を備えた真の意味の政治・経済統合であろうが、それを可能にする具体的な構想と運動の展望は今のところ明らかではない。

あとがき

1970 年代の停滞を破って 80 年代後半期以降急速に進展した欧州統合は、グローバル化への欧州経済の対応を見据えた新自由主義的経済通貨統合と、第二次世界大戦後欧州に根付いてきた社会的市場経済の理念にもとづく社会統合を結びつけようとする二面性を備えた政治的プロジェクトであった。しかしながら、グローバル化によって激化する国際競争の圧力と、IT 化や金融化に表れた産業構造の変化を背景に、新自由主義的な経済統合を後押しする欧州財界の影響力が高まった結果、先行していた経済通貨統合と立ち遅れてきた社会統合との乖離は修復困難となり、欧州統合は社会統合を欠落させたいわば片肺飛行の状態になった。

2008 年の国際金融危機を契機に顕在化した金融・財政危機は、新自由主義的な経済通貨統合がもたらした域内不均衡とユーロシステムの脆弱性を露わにしたが、この危機を赤字国責任論にたった厳しい緊縮政策の押し付けで処理しようとするドイツを始めとする中軸国政府と EU 機関の対応策は、周縁国をさらに深刻な経済収縮と政治不安に追い込み、経済危機を長期化させ、欧州統合に対する労働者・市民の懐疑と不満を高め、欧州統合の正当性自体を揺るがせる結果を招いている。

ドイツ政府と EU 機関は、政治不安を鎮静化し、ユーロと欧州統合を維持するために、加盟国の主権をさらに厳しく制限する、銀行同盟および財政同盟を柱とする統合強化の方策を進めようとしている。このような方策は、IMF の支援を受けたドイツ政府主導で導入されようとしていることから、これに反対する陣営からは 1990 年代のラテンアメリカ諸国に適用された新自由主義的経済政策の「ワシントンコンセンサス」にならって、「ベルリン・コンセンサス」と呼ばれている。

欧州統合の危機にまで深刻化した欧州危機を、さらなる新自由主義的政策で封じ込めよ

うとするドイツ政府と EU 機関の対応は明らかに自滅的であり、持続的展望を欠いた政策である。したがって、現実的に考えれば、経済危機と政治危機のいっそうの深まりによって、早晩なしくずし的な手直しを余儀なくされるであろうが、そのような非民主的で不透明な対応の積み重ねは、欧州の亀裂を広げ、統合の正当性さらに毀損することになる。

欧州統合を取り返しのつかない破綻から守り、EU とユーロの崩壊を防ぐこと——もしそれが人類史的に見て望ましいとして——ができるのは、欧州レベルで連帯した労働運動と社会運動によって、EU の政策決定プロセスを、欧州財界と一握りの政治的・経済的エリート
トの支配から取り返すこと、言い換えれば、欧州政治の民主性と透明性を回復し、統合戦略の方向を、真の政治的・社会的統合の実現に転換することだけであろう。

参考文献

- Berlin Study Group Europe(2010) *The Future of European Economic and Monetary Union*, Friedrich Ebert Stiftung, International Policy Analysis(September)
- Bongardt,A. & F.Torres(2010) *Europe 2020—A Promising Strategy?* *Intereconomics*,(3)
- Busch,K. & D.Hirschel(2011) *Europe at the Crossroads*, Friedrich Ebert Stiftung, International Policy Analysis(May)
- Cowles,M(1995) *Setting the Agenda for a New Europe: The ERT and EC 1992*, Journal of Common Market Studies(December)
- De Grauwe, P(2011) *The ECB as a Lender fo Last Resort*, *VoxEU*(October)
- (2012)*Self-fulfilling Crises in the Eurozone: An Empirical Test*, CEPS Working Document, No.366(June)
- Degryse,C(2012) *The New European Economic governance*, European Trade Union Institute, Working Paper.
- Dullien,S. H. Herr & C.Kellermann(2011) *Decent Capitalism: A Blue Print for Reforminga Our Economics*,Pluto Press.
- Dunbar,N(2003) *Revealed: Goldman Sachs' Mega-Deal for Greece*, Risk.net, *Financial Risk Management News and Analysis*(1st July)
- Eichengreen,B(1990) *Is Europe an Optimum Currency Area?* CEPR Discussion Paper.
- EuroMemo Group(2013) *The Deepening Crisis in the European Union: The Need for a Fundamental Change*, Euromemoarndum 2013.
- European Parliament(2000) *Lisbon European Council 23 and 24 March 2000, Presidency Conclusions*.
- Gros,D. & F.Roth(2012) *The Europe 2020 Strategy*,CEPS.
- Hermann,C(2007a) *The European Social Models: Contours of the Discussion*.
- (2007b) *Neoliberalism in the European Union*, FORBA Discussion Paper(November)

- Iosifides, T. & G. Korres (2004) *European Integration and the Future of Social Policy Making*
- Jones, E. (2010) Merkel's Folly, *Survival* (June/July)
- (2011) Macroeconomic Imbalance and Sovereign Debt Markets, in Kurt Huebner, ed. *Europe, Canada, and the Comprehensive Economic and Trade Agreement*, Routledge.
- (2010) Merkel's Folly, *Survival* 52:3 (June-July)
- Pew Research Center (2012), *European Unity on the Rocks: Greeks and Germans at Polar Opposites*, Global Attitudes Project (May 29)
- Pochet, P. (2010) Social Impact of the New Form of European governance, *ETUI Policy Brief* (5)
- Radaelli, C. M. (2003) *The Open Method of Coordination: A New Governance Architecture for the European Union?*, SIEPS, Preliminary Rapport (March)
- Régent, S. (2002) The Open Method of Co-ordination: A Supranational form of Governance?, International Institute for Labour Studies, discussion paper, 137.
- Scharpf, F. W. (2002) The European Social Model: Coping with the Challenges of Diversity, *JCMS* 40-4.
- (2010) The Socio-Economic Asymmetries of European Integration: Why the EU cannot be a "Social Market Economy", SIEPS, *European Policy Analysis* (October)
- (2011) Monetary Union, Fiscal Crisis and the Preemption of Democracy, MPIfG discussion Paper (July)
- Schulmeister, S. (2011) The European Monetary Fund: A System Problem Needs a Systemic Solution, *Vienna and Patnoms* (October)
- Streeck, W. (1999) Competitive Solidarity: Rethinking the "European Social Model", MPIfF, Working Paper (September)
- (2011) The Crises of Democratic Capitalism, *New Left Review* (September/October)
- (2012) Markets and Peoples: Democratic Capitalism and European Integration, *New Left Review* (January/February)
- Theodoropoulou, S. & A. Watt (2011) Withdrawal Symptoms: An Assessment of the Austerity Packages in Europe, ETUI, working paper (February)
- Van Apeldoorn, B. (2002) *Transnational Capitalism and the Struggle over European Integration*, Routledge.
- (2006) The Lisbon Agenda and the Legitimacy Crisis of European Socio-Economic governance: The Future of 'Embedded Neo-Liberalism', Paper to be

presented at the 4th Convention of CEEISA(June)